

タイ税関「関税還付実務ガイド」(抜粋)

1. 関税還付手続きの流れ

- (1) 関税還付申請書(様式コーソーコー107)、必要書類、関税減免措置別の追加書類を窓口に出す。
- (2) 税関が書類を確認。書類一式が受理された場合、参照番号が発行される。
- (3) 担当の税関職員が申請を審査。
- (4) 承認された場合、承認通知とともに事業者の銀行口座に還付金が振り込まれる。否認された場合、事業者は1996年行政手続き法に基づき、不服申し立てを行うことができる。

2. 必要書類(注1)

- (1) 共通書類: コーソーコー107 および同書類に付属されている還付申請品目リスト、関税支払い時に税関から発行されるレシート原本、インボイスコピー、船荷証券(B/L)コピー、パッキングリスト(P/L)コピー
- (2) 関税減免措置別の追加書類
 - FTA(注2): 原産地証明書(C/O) 原本
 - 再輸出(注3): 輸出申告書コピー、輸出インボイスコピー、輸出P/Lコピー
 - 電気電子研究所(EEI)による関税免除: タイ税関の承認レター、EEIの承認書
 - 1987年関税定率法第12条に基づく関税免除: タイ税関の承認レター
 - 通貨や為替レートの誤入力: 係争解決結果コピー
 - 関税再評価: 不服申立書コピー、申し立ての要因となった関税価格または関税評価の通知書
 - 船積不足: 当該品目が輸入されていないことを示す証拠
 - 関税分類係争: 過払い関税額と係争の要因となった関税分類通知などが記載された当局からのレター、税関関税課などが発行した関税分類の照会レターなど

3. 申請期限:

- FTA: C/O 発給日から12カ月以内(タイ=オーストラリア FTA は18カ月以内)
- 再輸出: 再輸出日から6カ月以内
- 上記以外: 輸入日から3年以内

4. 申請窓口（バンコク港税関事務所の場合）：

バンコク港税関事務所中央サービス課（バンコク都クロントイ区）の以下のユニットが窓口となる。

- (1) 国際協定に基づく特惠関税を利用する場合：税関手続きユニット（電話番号+66-2-667-7000、内線 20-7258）
- (2) その他の関税還付の場合：関税免除・投資促進ユニット（電話番号+66-2-667-7000、内線 20-5538）

その他、誤った関税番号に基づいて過払いしたことを申し立てた場合で、正当性が認められた場合、[オンラインサービスメニュー](#)から[面談アポイントを取得](#)が可能。

（注 1）すべての書類に、タイ税関に認証登録されている代表者もしくは管理者による署名と会社印が必要。

（注 2）FTA 利用による関税還付を希望する場合は、通関申告時に Argumentative Reason Code に「P14」を入力しておく必要がある。

（注 3）e-Export システムを利用した輸出申告時に記録されている必要がある。

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、ジェトロはその正確性を保証するものではなく、また、ジェトロの公式見解を示すものではありません。本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。